

(別表1)

事業継続力強化支援計画

## 事業継続力強化支援事業の目標

### I 現状

#### (1) 地域の災害リスク

本巢市地域防災計画（本巢市防災会議 令和3年3月改訂）及び、本巢市水防計画（本巢市水防協議会 平成29年10月改訂）、新型インフルエンザ等対策行動計画（本巢市 平成26年8月作成）に基づき、本巢市の災害特性や防災上の特性を「自然的条件」、「社会的条件」の観点から示すとともに、地域において考慮すべき災害リスクの全体像について説明します。

その後、市内事業者の災害発生時の継続的な経営活動（事業継続）に影響を与える災害リスクに着目・整理の上、特に事業継続強化支援にあたって考慮・対策を講ずべきリスク要因について記載を行います。

#### ① 自然的条件

##### ■ 位置

本市は、岐阜県の南西部に位置し、北は福井県大野市、東は山県市、関市、岐阜市、西は大野町、揖斐川町、南は瑞穂市、北方町に接しています。



##### ■ 地勢

**根尾地域** 根尾地域北部は越美山脈の分水嶺を境として、日本海斜面の福井県大野市に隣接します。西部は揖斐川本流沿いの揖斐郡揖斐川町と、能郷白山から南方西台山に伸びる1,000m級の山嶺をもって隣接します。東部は関市、山県市と、左門岳から南方船伏山をへて尾並坂峠へのびる1,000m内外の嶺が続きます。南は本市本巢地域及び揖斐川町を境とし、地域を北から南へ流れる根尾川は左岸では平野の南方で本市本巢地域日当に、右岸では宇津志の南方で揖斐川町舟山に出ています。

**本巢地域** 本巢地域北部は越美山系に属する標高700m前後の山岳が東北にかけて連なり、南西部にかけて起伏を重ね順次低下し、南部は濃尾平野の一角をなしています。

また、西部は根尾川が南へ貫流し、北部に素振谷、谷山谷、宮谷、明谷、長谷の各支流、南部に糸貫川、板屋川がありこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数あります。

**糸貫地域** 糸貫地域は、根尾川の堆積作用によってできた根尾川扇状地のほぼ中央に発達した集落であります。

美濃山地から流れ出す根尾川は、本巢地域山口付近で、席田用水、真桑用水へも分流し、緩傾斜の扇状地を形成しています。本市も北から南へ100～1000分の1の緩傾斜地であり、平野部の大部分が高度30m以下、起伏量5m以下となっています。糸貫地域の北東部には、岐阜市を境に船来山丘陵があり、糸貫地域の最高標高地を形成しています。

糸貫地域の西部には主流である根尾川が流れ、中央部に糸貫川、東部に天王川、西部に政田川、犀川があり、さらにこれらに注ぐ小河川、用排水路が多数あります。

**真正地域** 真正地域は、海拔9.2～19.7mの平坦地域であります。西端には国直轄河川根尾川、

東端には県管理一級河川糸貫川、中央部には同管理一級河川五六川、犀川、政田川が流れています。また、これらに注ぐ中小河川や用排水路が多数あり、北から南へ緩やかな傾斜をなしています。

## ■ 気 象

本市の本巢、糸貫、真正地域は、太平洋岸式気候に属し、梅雨のころから夏にかけて南東の季節風の影響を受け高温多湿であり、降雨量も多い時期となっています。

冬は北西の季節風の影響を受け、気温は低く降雨量も少なくなっています。

風は、夏に南東の季節風が、冬になると北西の季節風が吹き、特に冬のカラッ風は「伊吹おろし」と呼ばれ冷たいが、四季を通じて風は強くはありません。

根尾地域においては、太平洋型の気候圏内にあたっていますが、美濃の南部の東海気候型区に対し、中央日本多雪気候型区として区別されます。すなわち夏は冷涼多雨、冬は寒気が厳しく1月～3月までは降雪があり、県下でも多雨地帯に属しています。

## ■ 地 質

本巢市全体の平野部の堆積層は、地質を粒の大きさに区分すると、大きさの順序は礫、砂、泥（シルト）、粘土の順になりますが、主に礫や砂で構成されています。

美濃越前山地美濃側の中心部にあたる根尾地域については、大部分が古生層からなり、根尾西谷川上流にある能郷白山の揖斐川町藤橋地域や福井県大野市にかけての山体や、東谷川上流で山県市にまたがる日永岳を中心とした地域に、中生代末から第三紀初めの噴出と見られる花崗閃緑岩の地域がみられるほか、その南方に流紋岩の噴出地が見られます。この古生層は二疊紀の前期から中期・後期にわたるもので、粘板岩・砂岩・チャートなどを主とし、輝緑凝灰岩や石灰岩を伴っているところもあります。

## ② 社会的条件

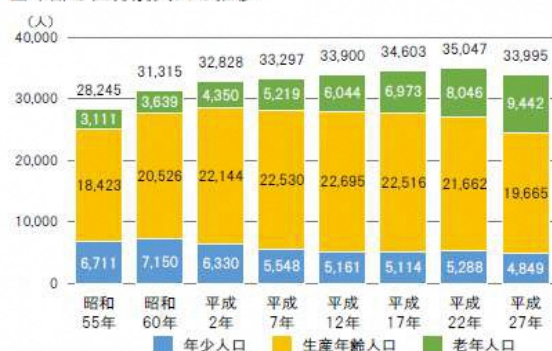
### ■ 人 口

#### ●人口などの状況

本市の人口は平成22年まで増加傾向で推移していましたが、平成27年には33,995人と、平成22年と比べると1,052人の減少となっています。年齢区分別にみると、昭和55年以降、老年人口（65歳以上人口）が増加傾向にある。また、年少人口（15歳未満人口）は昭和60年から、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）は平成12年から減少傾向にあります。

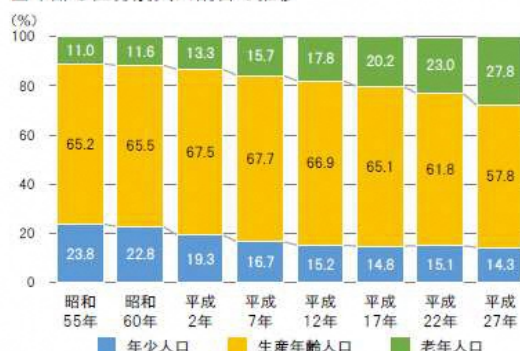
本市の年齢3区分別人口割合をみると、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。総人口がほぼ同数である平成12年と老年人口が占める割合について比較すると、平成27年は10.0%増加しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳者が含まれるため、年齢3区分別人口の合計とは一致しません。

■ 年齢3区分別人口割合の推移



※割合は100%にならない場合があります。

資料：国勢調査

### ●地域別人口などの状況

地域別人口の推移をみると、真正地域では平成27年まで継続して増加傾向にあります。一方で、根尾地域では昭和55年、本巣地域では平成7年、糸貫地域では平成22年以降、減少傾向で推移しています。

令和2年の人口ピラミッドをみると、60歳後半から70歳前半の団塊世代とその子ども世代の40歳代の団塊ジュニア世代に膨らみがみられます。一方、ほかの世代に比べて、20歳後半から30歳前半と4歳以下の人口が少なくなっています。

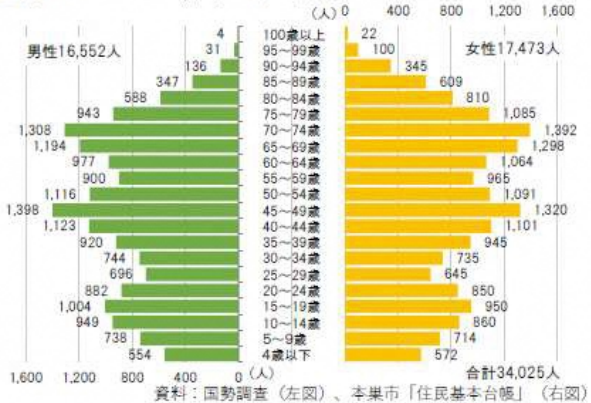
自然増減数（出生・死亡）の推移をみると、出生数は減少傾向にあります。死亡数は増減を繰り返しながら推移していますが、近年では増加傾向にあります。

社会増減数（転入・転出）の推移をみると、転入数は平成29年に最も少なくなりましたが、その後、増加に転じています。転出数は平成27年をピークに減少傾向にありましたが、平成30年から令和元年にかけて増加に転じています。

■地域別人口の推移



■人口ピラミッド（令和2年3月末）



資料：国勢調査（左図）、本巣市「住民基本台帳」（右図）

### ■産業

産業大分類別人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業人口は減少傾向にあります。第3次産業人口は平成17年から平成22年にかけて減少したが、平成27年には増加に転じています。

産業別事業所数の推移をみると、全体で減少傾向にあり、特に卸売業、小売業の減少幅が大きくなっています。一方で医療、福祉の事業所数が増加しています。

■産業大分類別人口の推移



※合計には分類不能の産業が含まれるため、第1次産業、第2次産業、第3次産業の合計とは一致しません。

■産業別事業所数の推移



資料：国勢調査（左）、経済センサス基礎調査（右）



## 交通

### ●道路

本市は、南北を国道157号が縦断し、国道303号が大野町、揖斐川町方面、国道418号が山県市、関市方面へ通じています。国道から各方面には主要地方道や一般県道が延びており、市民の日常生活や商工業などの産業活動を支えています。

令和6年度に東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジが供用予定であり、供用後は市民の利便性の向上や交流人口の増加、地域の活性化が期待される一方、交通量の増加による渋滞の発生が懸念されることから、アクセス道路の整備が求められています。

また、日常的に利用される生活道路の改良や維持管理をしているが、幅員の狭い道路も多く、歩行者が安全に通行できる歩道の確保や緊急車両の通行に対応できる道路への改良要望も多く、さらなる対応が求められています。

### ●公共交通

本市では、南北を樽見鉄道が縦断し、市民の通勤や通学、観光客の移動手段として利用されています。市内の乗車人員数は、平成28年度から緩やかに減少傾向にあり、今後、本市の人口減少が見込まれることから、さらなる利用者数の減少が予想されます。

また、本市では、公共施設や大型商業施設などを中心に市営バスや民間の路線バスが運行されています。高校生や自家用車を運転することが難しい高齢者を中心に、通勤や通学、通院、買物などに利用されていることから、市民の利用状況やニーズに応じた、路線網の見直しを図る必要があります。

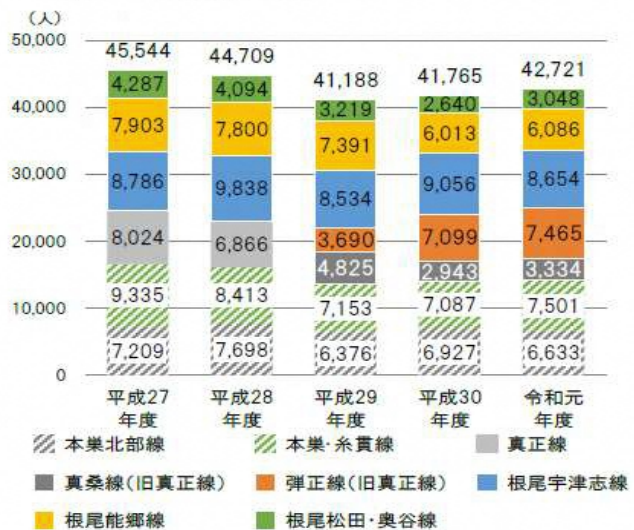
市民アンケート調査では、「バス・鉄道などの公共交通の利便性の向上」の満足度がほかの施策と比較して最も低くなっています。また、まちづくり提案では、運行本数の増便や運行経路の見直し、主要拠点での公共交通機関の円滑な接続を求める意見が多くみられ、公共交通機関相互の連携を強化し、市民が利用しやすい公共交通ネットワークの構築を進める必要があります。

これまで市では、「本巣市地域公共交通計画」の策定や樽見鉄道への支援、路線バス大野穂積線の快速便の設定、デマンド型乗合タクシーの導入検討など、市民が利用しやすい公共交通網の整備を進めてきました。今後は、高齢化により自動車運転免許証を自主返納する高齢者の増加が見込まれるため、地域の実情に即したきめ細やかな公共交通網の充実が必要です。

■樽見鉄道の乗車人員数（本巣市内）の推移



■市営バス利用者数の推移



資料：総務課

### ③ 災害リスク

#### ■ 本巢市において発生した災害特性

##### \* 地震

未曾有の災害濃尾震災概要

明治24年（1891年）10月28日午前6時37分11秒に発生した濃尾地震（濃尾大震災）は、マグニチュード8.0、北は仙台から南は鹿児島までほぼ本州全土に及び、わが国の内陸部で起こった地震としては最大級のものでありました。阪神・淡路大震災（1995年）がマグニチュード7.3、関東大震災（1923年）がマグニチュード7.9、であったことを思うと、いかに大規模な地震であったかが分かります。

震源地である本巢市根尾（根尾谷）では、地震発生後31日までの4日間に烈震2回、強震29回、弱震852回、微震106回、鳴動98回の合計1,087回を数え、直径4キロメートルに及ぶ土地が陥落しました。その最もひどかった水鳥地内では、南西側に6.0メートルも沈下したといわれ、水平に3.0メートルも横すべりをしました。このときにできた根尾谷断層は、地表面に現れたものだけで全長80キロメートルにも及んでいます。

岐阜市に通ずる県道はこの断層で断ち切られ、根尾川はせき止められて氾濫し、いたる所に湖水ができました。特に水鳥の村下から板所の村下にかけてできた湖水は最も大きく、唯一の幹線道路が遮断され、以来大正になるまで船をもって交通の便をはかったほどでありました。（参考 根尾村史）

本巢市全体の被害状況（根尾村史、本巢町史、糸貫町史、真正町史参考）

地域名	総人口 (人)	死者(人)	負傷者(人)		総被害 戸数(戸)	総被害戸数(戸)	
			重傷	軽傷		全壊等	半壊
根尾地域	5,548	151	67	295	1,039	675	356
本巢地域	6,046	65	43	66	1,257	800	454
糸貫地域	7,510	26	29	6	1,522	1,072	450
真正地域	6,199	42	39	42	1,195	1,093	102
計	25,303	284	178	409	5,013	3,640	1,362

##### \* 風水害その他の災害

**根尾地域** 雨や雪が多く、集中豪雨や土砂崩れ、雪崩などが度々おきています。このようなことは根尾地域の自然条件が福井県との県境の山間地域であること、一年を通じて雨が多いこと、冬季の豪雪、弱い山肌、山林の伐採などが主な要因と考えられます。

**本巢地域・糸貫地域** 地勢その他条件が重なり、従来から風水害が発生しています。昭和22年災害救助法（昭和22年法律第118号）が施行され、昭和34年伊勢湾台風により適用災害が発生しています。水害は、平野部水害と山間部水害に大別され、主流、支流川の溢水等による浸水が多く、昭和51年に発生した「9.12災害」のとき、河川の溢水等により、床上、床下浸水に達しました。また、山間部水害は、集中豪雨に伴う山腹の崩壊等により土砂の流出が著しく、これに伴い人命の被害、家屋耕地の流出などがありました。

**真正地域** 中小河川は、ほとんどが無堤であり、日頃は豊かな自然をたたえるも増水時の能力は脆弱で、常に水害を引き起こす危険をはらむなど、地形的にも気象的にも自然災害を受けやすい条件下にあります。昭和49年7月25日の集中豪雨、昭和51年に発生した「9.12災害」による豪雨により河川が溢水し、床上浸水や床下浸水等が起きたほか、農作物への被害がありました。また、類をみない被害として、昭和34年の伊勢湾台風の際には、家屋の倒壊も発生しています。

## ■ 本巣市において想定される災害と被害の想定

### ① 災害想定の手順

災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のように、ある程度予知可能な災害と、地震、大火災、爆発のように、ほとんど予知できない突発的な災害とに大別することができます。災害の想定については、本巣市の地形的及び気象的条件や過去において発生した災害の特質を勘案し、また、地震災害においては岐阜県の被害想定調査結果より、本巣市周辺に影響ある地震による被害想定結果に基づくものとします。

### ② 災害想定の詳細と被害の予測

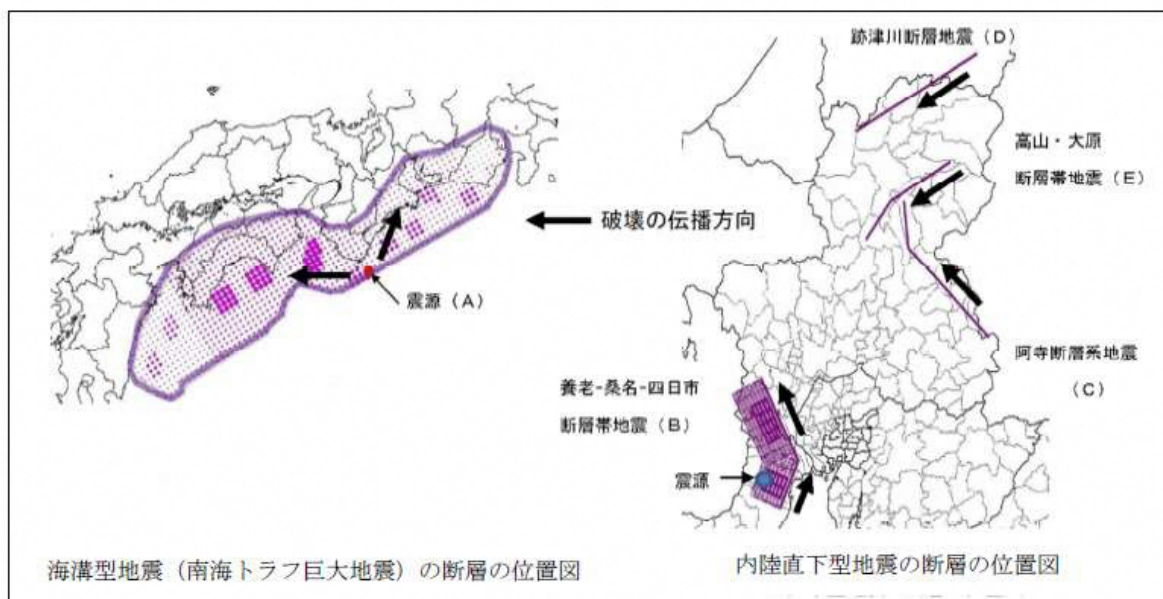
**1 想定地震とその概要** 地震により被害が発生する地域については、本巣市地震防災マップ(本巣市ホームページ参照(<https://www.city.motosu.lg.jp>))のとおりです。

岐阜県では過去の地震活動記録や活断層の分布、活動度、地質状況から地震を想定しています。以下にそれぞれの地震の概要を表に示します。(岐阜県が公表した、「平成23～24年度南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書」、「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」より引用。)

#### (1) 想定地震の概要

平成23～24年度 南海トラフの巨大地震等被害想定調査報告書

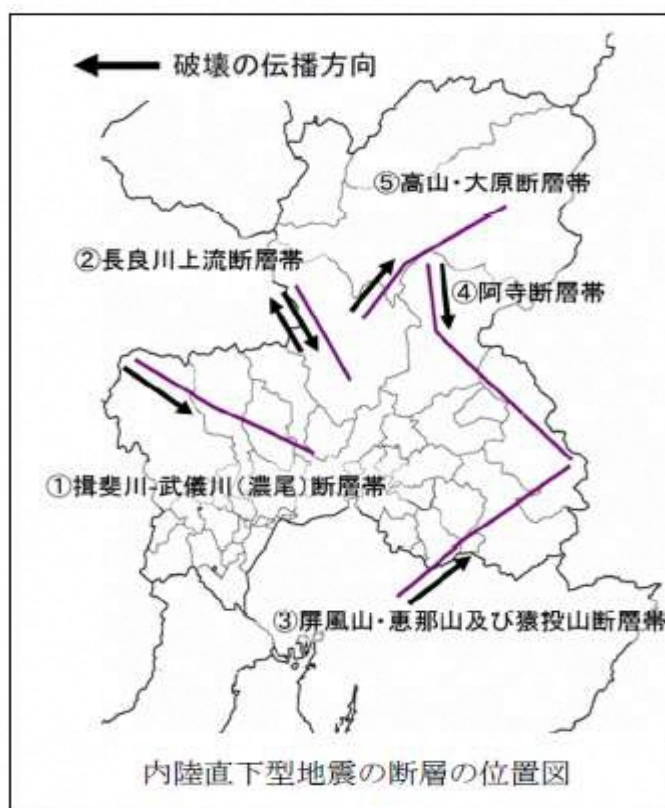
想定地震名	断層系長さ(km)	地震規模(マグニチュード)	本巣市の予測される震度
1. 阿寺断層系地震	70	7.9	5弱～5強
2. 跡津川断層地震	60	7.8	5弱～5強
3. 養老-桑名-四日市断層帯地震	57	7.7	5強～6強
4. 南海トラフ巨大地震	震源: 紀伊半島沖	9.0	5強～6弱





内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果

断層帯名	断層系長さ(km)	地震規模(マグニチュード)	本巢市の予測される震度
1. 揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯	52	7.7	6弱～6強
2. 長良川上流断層帯	29	7.3	5強～6強
3. 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	56	7.7	4～5弱
4. 阿寺断層帯	70	7.9	5弱～5強
5. 高山・大原断層帯	48	7.6	4～5弱



(2) 想定地震の被害状況

上記の地震概要の中で、県で想定している地震のうち本市に最も被害をもたらすと予想される地震は、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯を震源とする地震と考えられます。

項 目	揖斐川-武儀川(濃尾)断層		養老-桑名-四日市断層帯地震		南海トラフ巨大地震	
震 度	5.45~6.34		5.11~6.32		5.17~5.89	
液状化指数	0.00~34.57		0.00~46.13		2.60~55.91	
建物の被害(合計)	全壊棟数	半壊以上棟数	全壊棟数	半壊以上棟数	半壊以上棟数	半壊以上棟数
	1,732	3,558	922	2,930	2,930	1,149

項 目	揖斐川-武儀川(濃尾)断層		養老-桑名-四日市断層帯地震		南海トラフ巨大地震		
火災の被害	【午後6時】		【午後6時】		【午後6時】		
	炎上出火件数	7棟	炎上出火件数	43棟	炎上出火件数	1棟	
	残火災件数	6棟	残火災件数	3棟	残火災件数	0棟	
	焼失棟数	22棟	焼失棟数	11棟	焼失棟数	1棟	
人的被害	午前5時	午後6時	午前5時	午後6時	午前5時	午後6時	
	死者数(人)	101	61	48	28	3	2
	負傷者数(人)	1,010	724	713	487	163	104
	重症者数(人)	184	122	89	61	6	6
	要救出者(人)	340	214	163	104	12	8
避難者数 (建物被害及び焼失)	5,768		3,927人		1,508人		
帰宅困難者(※)					192人		

※被害が広範囲に及ぶため、想定項目に含めた。

## 2 風水害及びその他の災害

(1) 風水害 (水害が想定される地域については、本巢市洪水ハザードマップ (本巢市ホームページ参照 <https://www.city.motosu.lg.jp>) の通り、南部地区の平野部で糸貫川、席田用水、真桑用水などの河川付近を浸水想定しています。)

### ① 梅雨による水害

梅雨期による水害は、台風による水害とほぼ同様の頻度で発生しています。梅雨前線による集中豪雨は、梅雨末期に起こることが多く、梅雨末期の集中豪雨と呼ばれています。梅雨期は、雨天が多く河川の水位はかなり上昇しているため集中豪雨となるとたちまち警戒水位を突破して洪水を招きやすく、梅雨前線による雨は、台風による雨と違って比較的長時間にわたって降ることが多くなっています。

### ② 局地的集中豪雨による水害

局地的原因 (地形、局所的な風の分析) により起こると考えられている集中豪雨は、豪雨の範囲が狭く10数km離れた所では、雨量は中心地域の一割にも満たないような降り方をすることもあります。局地的に短時間に集中して多量の雨を降らし、大被害を与えることもあり、台風襲来時、雷雨のときなど起こりやすいため警戒の必要があります。

### ③ 長雨



6月、7月の梅雨期は勿論であります。3月から4月にかけて更に9月中旬から10月中旬にかけても、しばしば前線が停滞して長雨をもたらします。これらの時期に集中豪雨があったり、台風が襲来すると甚大な被害を受けることがあります。

④ 台風

北太平洋の西部に発生する熱帯低気圧のうち、特に強いもので中心付近の最大風速が17m/s以上のものを台風と呼び、その影響を大別すると次の2種類になる。雨量はそれほどでもないが、強風の伴うものを「風台風」といい、風は強くないが、集中豪雨を降らせ、水害を起こすものを「雨台風」といいます。

⑤ 急傾斜地等の崩壊

急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか大規模な地震によっても発生します。根尾川上流域の根尾地域及び外山地域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域が存在し、大規模な崩壊現象である深層崩壊が発生する危険性が高い溪流等が存在します。

(2) 雪害

冬期になるとシベリアの沿海州は、上空5,000mで氷点下約40℃、地上でも氷点下20℃から30℃となります。この冷たい空気が西高東低型の気圧配置によって大陸から北西の季節風となって、日本海を渡って吹きつけ雪を降らせます。降雪・雪雹のため車両が立ち往生し、交通機関が途絶、山間地域が孤立する被害を受けることがあります。

(3) 感染症

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、本巣市では下表のとおり患者数が想定されており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、近年発生している新型コロナウイルス感染症など、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

■本巣市新型インフルエンザ等対策行動計画

項目		本巣市	岐阜県	国
流行期間		約8週間		
患者(人口の25%)		約8,900人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約3,500人 ～約6,900人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度 (致命率0.53%)	入院患者 (1日当たり最大)	約150人 (約30人)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約50人	約2,800人	約17万人
重度 (致命率2.0%)	入院患者 (1日当たり最大)	約560人 (約110人)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (約39.9万人)
	死亡者数	約180人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 305事業所
- ・小規模事業者数 917事業所

### 【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	農林業業	32	29
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1
	建設業	188	178
	製造業	169	129
	電気、ガス、熱供給、水道業	0	0
	情報通信業	6	5
	運輸業、郵便業	16	11
	卸売業、小売業	381	199
	金融業、保険業	15	13
	不動産業、物品賃貸料	40	38
	学術研究、専門・技術サービス業	30	23
	宿泊業、飲食サービス業	177	98
	生活関連サービス業、娯楽業	114	94
	教育・学習支援業	38	29
	医療、福祉	29	26
	複合サービス業	7	6
	サービス業（他に分類されないもの）	62	38
	合 計	1, 305	917

(資料：平成28年経済センサス活動調査)

令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う社会経済活動の自粛により、全国的に企業の経営状態の悪化が大きな問題となっています。本市の工業は、景気の動向による影響を受けやすく、経営基盤が脆弱な中小企業が多いことから、企業の経営安定化のための支援が必要です。また、市南部の事業者は、本巢市洪水ハザードマップの平野部に集中しており、水害などが懸念されています。北部の山間地の事業者においては、急傾斜地における災害や雪害などが懸念されています。

● 本市では、令和6年度に東海環状自動車道の延伸が予定されており、人やモノの流れが大きく増加することが期待されます。東海環状自動車道（仮称）糸貫インターチェンジ周辺を産業拠点として、企業誘致を進め、地域経済の活性化や市民の雇用の確保・拡大へつなげる必要があります。

● 商業においては、南部地域を中心に郊外型大型小売店舗やコンビニエンスストアの立地が進んでいます。また、近年、EC（電子商取引）サイトの急速な発達や拡大するキャッシュレ

ス決済への対応など、これまで地域の商業を支えてきた個人商店などを取り巻く経営環境はますます厳しさを増しています。このため、商工会を中心に関係機関と連携し、個人商店などへの指導・支援、後継者や新規創業者の確保・育成支援などを進め、商業の振興を図る必要があります。

本市における誘致企業は、重要な就労の場です。東海環状自動車道の延伸を受け、交通の利便性が高まることから、今後も企業誘致を進めるとともに誘致企業の定着を図り、市内の中小事業者など関連する産業振興を図る必要があります。

商業については、大型商業施設を中心とした商業空間の形成を促進し、市民にとって身近な個人商店などの小規模企業を支援するため、市内購買率を高め、持続的な発展に向けた取組を支援する必要があります。

区分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 29 年	平成 30 年
事業所数	98	92	90	83	85
うち、従業者数 30 人未満	68	62	62	53	55
従業者数	3,615	3,603	3,605	4,133	4,325
製造品出荷額	69,573	71,463	73,695	93,212	100,199

資料：工業統計調査（平成 27 年・28 年は未実施）

### （3）これまでの取組

#### （1）本巢市の取組

##### 1）防災訓練の実施

総合防災訓練（年 1 回）をはじめ、想定した災害に基づく種々の個別訓練を実施しています。

なお、総合防災訓練については、令和元年 8 月 25 日に実施しましたが、令和 2 年度及び 3 年度については、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴い中止しています。

##### 2）各種計画の策定

- ・本巢市第 2 次総合計画 後期基本計画の策定（令和 3 年 3 月策定）
- ・本巢市地域防災計画の策定（令和 3 年 3 月改訂）
- ・本巢市水防計画の策定（平成 29 年 10 月改訂）
- ・本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画委の策定（平成 26 年 8 月作成）
- ・本巢市防災ハンドブック 洪水・土砂災害編 作成

##### 3）災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・避難所及び広域避難所において、一時的に受入れ・保護した避難者（被災者）のための災害救助用物資・資機材を確保しています。
- ・被害想定及び各避難所・広域避難所の受入れ人員の計画値に基づく必要量を把握し、災害救助用物資・資機材の備蓄計画を作成しています。
- ・計画に基づき、災害救助用物資・資機材の備蓄を下表のとおり行っています。
- ・避難所となる各小中学校に防災備蓄倉庫を整備し、備蓄品の充実・強化を図っています。
- ・備蓄物資の拠出、仕分け、輸送方法等を予め計画しています。



【備蓄資材】

品 目	避難所	広域避難所	その他	庁 舎	合計
災害救助用毛布	1,700枚	900枚	30枚	700枚	3,330枚
トイレ用テント	48張	24張	3張	32張	107張
ボックストイレ	48個	24個	3個	40個	115個
簡易トイレ用便座	—	—	—	112個	112個
スケットトイレ	7,800枚	3,800枚	200枚	—	11,800枚
給水用ポリ容器	—	20個	—	88個	108個
非常飲料水袋	—	2,800枚	—	700枚	3,500枚
投光器	16個	12個	1個	—	29個
LED 懐中電灯	80個	40個	—	—	120個
発電機	8機	4機	2機	4機	18機
哺乳瓶	192本	96本	—	—	288本
生理用品	2,016枚	1,008枚	28枚	—	3,052枚
紙おむつ (大人用)	544枚	340枚	17枚	—	901枚
紙おむつ (0歳)	464枚	232枚	58枚	—	754枚
紙おむつ (1・2歳)	672枚	336枚	42枚	—	1,050枚
紙おむつ (3歳)	288枚	144枚	36枚	—	468枚
ブルーシート	40枚	20枚	—	72枚	132枚
防水シート	96枚	48枚	—	16枚	208枚
担架(兼簡易ベット)	8台	8台	—	4台	20台
簡易ベット	8台	8台	—	4台	20台
車椅子	8台	4台	1台	4台	17台
AED	8台	4台	1台	4台	17台
ユニフォーム (米)	12,000食	6,000食	60食	—	18,060食
防災パン	6,400食	3,000食	50食	—	9,450食
水 (500ml)	17,856本	9,000本	72本	—	26,928本
粉ミルク (0・1歳)	40缶	20缶	—	—	60缶
粉ミルク (2・3歳)	40缶	20缶	—	—	60缶

4) 事業者との連携

- ・事業者は、災害時における生活物資の供給や施設の開放など、市との協定の締結に協力します。令和3年3月現在、46社の事業者と災害時応援協定を締結しています。

(2) 本巢市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知  
平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて、以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進しています。
- ・事業継続力強化支援計画策定に係る説明会へ参加。(令和元年度)
- ・事業継続力強化支援計画策定に係る事務研修会の実施(令和2年度本巢市商工会主催)
- ・本巢市商工会新型コロナウイルス感染症職場対応マニュアルの作成(令和2年度)

## II 課題

現状では、本会の緊急時の取組について本巢市地域防災計画では漠然とした記載にとどまっております。本巢市との協力体制の具体的な体制やマニュアルが整備されていません。

感染症対策においては、現在、新型コロナウイルス感染症に係る国、県の感染症対策による経済活動の縮小への対応や、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であります。

また、市民レベルでの防災意識の向上は進みつつあるものの、当市の事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低いため更なる啓発が必要であり、本会職員においても支援スキル習得に課題があるため専門家等との連携が必要となっております。

## III 目標

本巢市地域防災計画（令和3年3月改訂）に基づき、大規模自然災害による被害や感染症による影響に対する対策として、市、商工会、その他関係団体等が一つになって取組んでいきます。特に、管内の小規模事業所の防災・減災対策は不十分であるため、経済活動が滞ることがないように、事業継続力強化の取組みを行います。

### ① 事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害や感染症等リスクを周知し事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援します。

（目標件数）

- ・事業継続に関する巡回指導件数：年30件
- ・事業者BCP策定支援事業者数：年6事業者
- ・事業者BCP策定事業者数：年3事業者
- ・事業者BCP策定セミナーの開催：年1回

### ② 商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身に付けます。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していきます。

### ③ 災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のBCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組めます。

また、本巢市と商工会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備します。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告します。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年1月1日～令和8年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

商工会と本巢市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施します。

#### < 1. 事前の対策 >

本巢市地域防災計画（令和3年3月改訂）及び本巢市水防計画（平成29年10月改訂）並びに本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年8月）との整合を図りながら、商工会の防災及び事業者への防災減災対策の支援に関し処理すべき事務または業務の大綱について整理し、発災時に混乱なく緊急対応に取り組めるようにします。

#### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### ①周知啓発

- ・巡回指導時に、ハザードマップや感染症に係る業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や各種感染症対策について説明します。
- ・巡回指導先については、ハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者から優先的に実施します。
- ・その他、会報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行います。

##### ②セミナー等の開催

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催します。
- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行います。

【年間開催予定】セミナー1回

##### ③事業者BCP策定支援

- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行います。

#### (2) 商工会自身のBCPの作成

- ・本巢市商工会では、令和3年度に事業継続計画（BCP）を策定し運用を図っているところですが、状況に応じ適宜見直しを行います。

#### (3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会と連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象に普及啓発セミナーを共催します。加えて専門相談を通じてアドバイスを行うとと



もに、リスクマネジメントとしての損害保険の紹介を実施します。

- ・管内に支店を有する各金融機関との連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行います。

### (3) フォローアップ

- ・セミナーに参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう支援します。
- ・災害発生リスクが高いものの、事業者BCPを策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴え、事業者BCPの策定へとつなげていきます。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、本巢市産業経済課担当者と本会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図ります。

### (4) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震）が発生したと仮定し、総合防災訓練時に市との連絡ルートの確認等を行います。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

#### ①自然災害の際の対応

（本巢市における職員の安否確認）

職員参集システム等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否及び出勤可能時間を確認する。

（本会における職員の安否確認）

緊急連絡網による電話やSNS等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。

（本巢市と商工会間における連絡方法、情報共有の方法）

- ・発災後2時間以内を目途に、市産業経済課と商工会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有します。
- ・連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じてFAX、メールを活用します。これらの通信機能が使えない場合は、近距離にある糸貫分庁舎へ身の安全を確保した上で出向き情報を伝達します。

#### ②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を図ります。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本巢市で取りまとめた「本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、本巢市と連絡を取り合い、必要な情報の把握と提供・共有を行います。
- ・感染症流行時においても事業継続ができるように、商工会BCPに基づき、代替施設の検討や交代制勤務の導入など対策を講じます。

### (2) 応急対策の方針決定

- ・本巢市産業経済課長と本会事務局長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針

を決めます。

- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決めます。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有します。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考えます。

- ・本計画により、本巢市と本会は以下の間隔で被害情報を共有します。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・本巢市と本会の窓口は以下の通りです。

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
本巢市	産業経済課長	産業経済課総括課長補佐
本巢市商工会	事務局長	法定経営指導員

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築します。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決めます。
- ③本巢市と本会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておきます。

(初動対応)

- ・本巢市と本会は、発災後24時間程度を目処に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し情報共有します。
- ・本巢市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、本会より岐阜県商工会連合会を介して中部経済産業局（中小企業課）及び岐阜県（商工政策課）へ報告します。

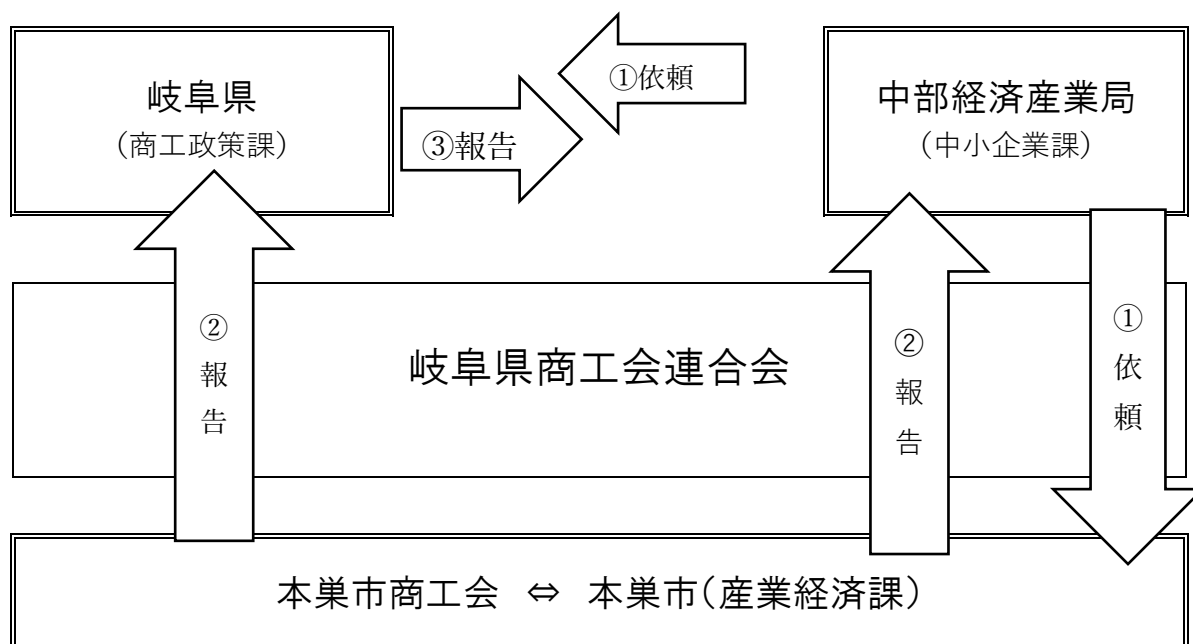
(被害実態の把握)

- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後5日～1週間程度を目処に、本会は個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し本巢市と情報共有します

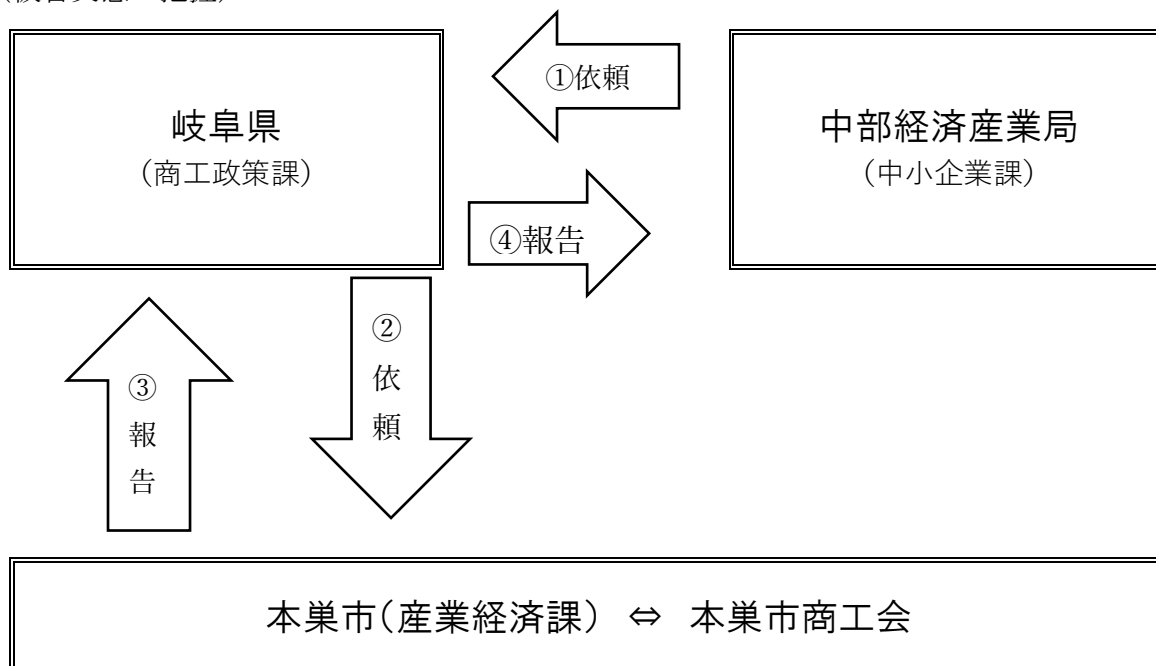
- ・本巢市は、本会からの報告を受け、商工業施設の被害状況を掌握します。
- ・本巢市と本会が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、本巢市より岐阜県（商工政策課）へ報告します。
- ・被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会業務災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用します。

<被害情報の流れ>

(初動対応)



(被害実態の把握)





< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、本巢市と相談をします（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置します）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置します
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業へ周知します。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

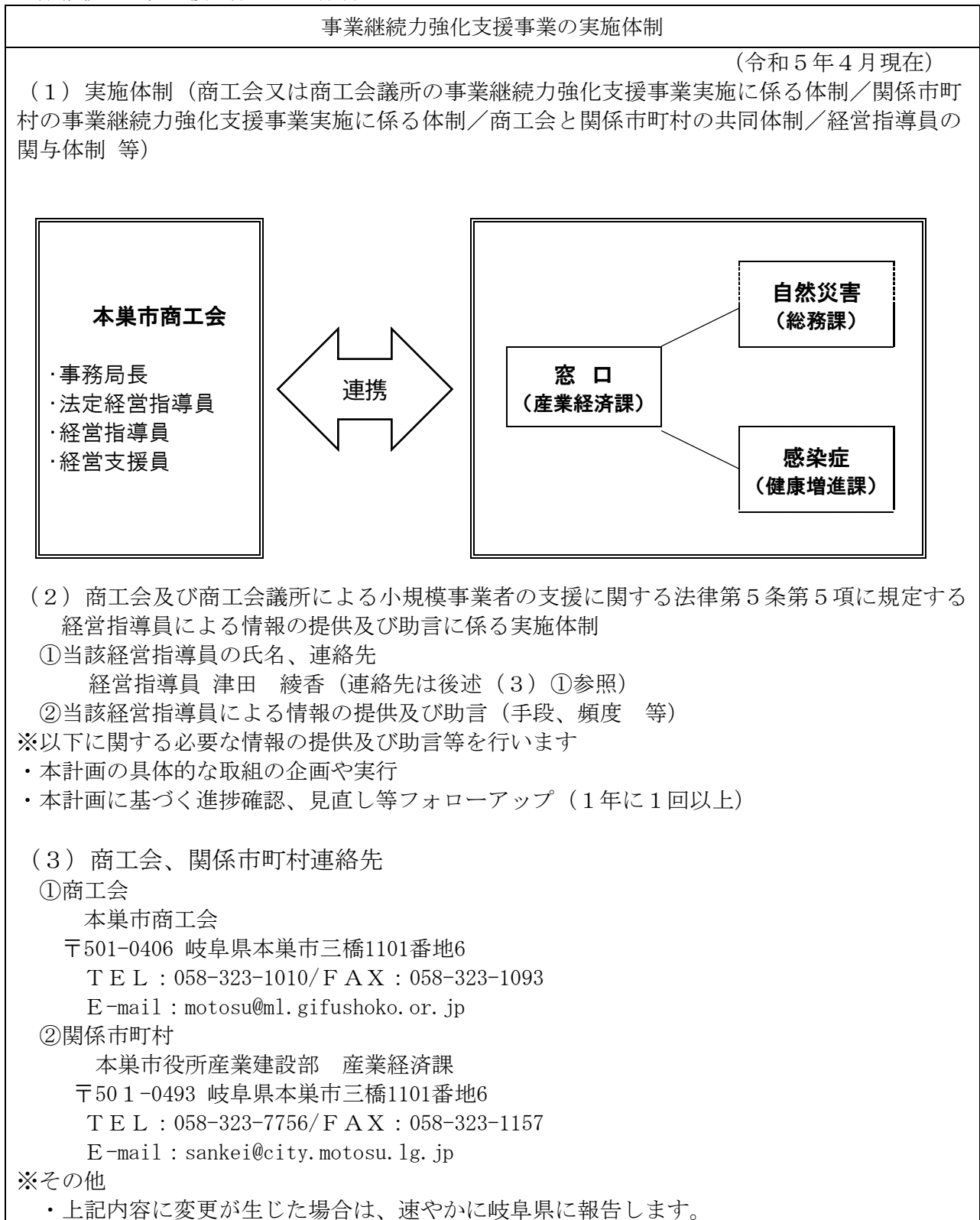
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行います。
- ②被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会等に相談します。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	120	530	530	530	530
1. セミナー開催費	0	150	150	150	150
2. 普及・啓発費 チラシ印刷費	0	50	50	50	50
3. 個社支援・専門家派遣費 謝金、費用弁償	90	300	300	300	300
4. 連絡会議開催費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金・本巣市補助金・会費収入・事業収入・自己財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等